

令和7年3月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)
地域名 (地域内農業集落名)	赤石地区 (平沢上通、平沢中通、平沢北通、高木、桜町北通、桜町南通、野岸、北日詰、大成、大日堂、箱清水、京田、小路口、薩沼、甘木、犬淵)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月13日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当地域は、紫波町中央部に位置しており、大きく分けて平沢、北日詰・桜町、南日詰、犬淵の4つの地区で構成されている。 ・JR東北本線より西側地域(平沢、北日詰、南日詰)及び南部区域(南日詰、犬淵)は、多くの水田が県営ほ場整備事業により30a以上の区画で整備され、パイプラインによる用水供給が行われている。また、全国有数のもち米の産地であり、水稲と転換作物を組み合わせた水田農業が展開されている。 ・都市計画用途地域や近接する区域や国道4号沿いの農地は、宅地造成等の開発行為により年々減少しており、区画や水路等の整備予定もないことから、担い手農家による規模拡大や農業作業の効率化を図ることは困難になってきている。 <p>(課題)</p> <p>赤石地域においても、農業者の高齢化や人口減少に伴い、後継者や担い手、労働力不足が顕著となっており、地域農業の継続に関する見通しがつかなくなってきている。このほかにも、資材や燃料高騰による農業経営の圧迫、農業機械更新の困難、これらに起因する既存組織や担い手経営体の規模拡大の困難など、地域農業に関する課題は山積している状況である。</p> <p>今後は、地域農業を継続させるため、農業者だけでなく、地域住民と農業者が一体となって農地利用・農地保全を進める体制を構築し、農業に関する地域課題を解決するための各種取組を検討・実践していく必要がある。</p> <p><地区の主要作物:水稲(もち米)、水稲種子、小麦、飼料作物、></p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>赤石地域の現状及び課題を踏まえ、地域農業の継続及び発展のため、今後は農業者だけでなく、地域住民と農業者が一体となって農地利用・農地保全を進める体制を構築し、農業に関する地域課題を解決するための各種取組を地区毎に展開していく。生産作物に関しては、引き続き水稲(もち米)と転換作物を組み合わせた水田農業を展開しつつ、農作業の効率化や省力化、農業収入の向上に向けた取組を検討・実践していく。</p> <p>【平沢地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者及び作業従事者を確保するため、新規就農者を確保し、地域ぐるみで育成していく。 ・現状の営農組合単独では運営が困難になっていくことが予想されるため、将来的には地区内の複数の組合を合併し、広域的な農業経営と組織運営を検討していく。 ・引き続き、水稲と転換作物を組み合わせた営農形態を継続し、水田フル活用を図っていく。 <p>【北日詰・桜町地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存法人組織に関し、法人形態を株式会社へ移行することを検討し、次の世代が働きやすい環境を整備していく。 ・離農等により手放される農地については、既存法人組織へ集積、集約し、農作業従事者が働きやすいよう団地化を進める。 ・都市計画区域内や同区域に隣接する農地については、整備されておらず作業効率も悪い状況にあるため、農業以外の利用を検討していく。 <p>【南日詰地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存生産組織や認定農業者等の担い手経営体を中心とした営農を継続する。 ・既存担い手経営体への農地集積(規模拡大)については、作業員の確保と農業機械の更新整備も同時に検討する。 ・地域内での人材確保が困難となってきたため、外部からの新規就農者の受入や組織による雇用就農などの方法による農業に携わる人材を確保していく。 ・現状維持が困難となった農業者に関しては、第三者への事業継承や他経営体への移譲も検討する。 <p>【犬淵地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存生産組織を中心に営農を継続する。 ・農業者の働きやすさ、大型農業機械の導入を考慮し、畦畔除去等による大区画化を検討する。 ・農地交換により担い手経営体の耕作地を集約し団地化を進め、効率的な農作業の実現を目指す。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	822.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	686.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地中間管理機構の活用等により、地区内の既存生産組織や認定農業者等の担い手経営体への農地の集積・集約化を基本としつつ、必要に応じて区画拡大や水路更新等耕作条件の改善・向上に取り組み、耕作者や農作業従事者が働きやすい環境整備を進める。また、農地利用に関しては、引き続き農業利用が可能な土地を優先しつつ、長期間耕作されず復旧困難な農地や都市計画区域内や同区域に隣接する農地については、各種計画と調整を図りながら農業以外の利用を検討していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・既存生産組織や認定農業者等の担い手経営体への農地集積、集約化を促進し、担い手毎に農地をまとめることにより、耕作者や農作業従事者が働きやすい環境整備を進める。 ・同時に、農地所有者に対しても農地集積、集約化に関し意向確認や周知を行い、地域全体で理解を深めて行く取り組みを行う。 ・農地の出し手の意向確認と併せて、農地の受け手同士による調整の場を設け、地域全体で農地利用調整が行える仕組みを整える。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・既存生産組織や認定農業者等の担い手経営体への農地集積、集約化を基本としつつ、現況耕作者及び農地所有者の意向を確認し理解を得ながら、地域全体で農地中間管理事業を活用した農地の集約を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場区画が小さいエリアに関しては、担い手経営体への農地集積、集約化や大型農業機械の導入を考慮し、畦畔除去等による大区画化を検討していく。 ・農地周辺の草刈作業の負担軽減に向け、畦畔幅の拡幅による乗用モア作業、水路の暗渠化による作業省力化など、農作業従事者が働きやすい環境整備を検討する。 ・多面的機能支払交付金を活用し、なるべく農家負担を増やさずに、特に経年劣化により機能低下している水路や道路、安定的な用水供給を行うためのパイプラインやポンプ場等の整備を進める。 ・未整備区域に関しては、基盤整備事業の導入を検討し、耕作条件の改善に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内での人材確保が難しくなっていることから、地区外からの新規就農者の受入や既存生産組織による雇用就農などを検討していく。 ・新規就農者を受け入れる場合は、担い手経営体などが指導者として受入れ研修指導を行など、地域としてバックアップ体制を整えていく。 ・リタイヤする農業経営体に関しては、第三者継承や経営移譲も検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・既存生産組織やライスセンターへの委託が基本となるが、今後離農や人口減少による労働力不足は懸念されるため、農業支援サービス事業者に関する情報を収集し、現在負担となっている草刈作業を中心に利用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策防止
他地域ではクマやシカ等による鳥獣被害が拡大しているため、今のうちから鳥獣被害に関する情報を収集し、必要に応じて電気柵設置や地域全体での見回りなど適切な対策を実施していく。

③スマート農業
高性能リモコン式草刈機や農薬散布用ドローンなどスマート農業機械の導入を検討し、農業作業の負担軽減や省力化を積極的に進めていく。

⑦保全・管理等
多面的機能支払交付金活動組織と連携し、農地域ぐるみで農地や水路などを保管理していく。

⑧農業用施設
今後、担い手経営体への農地集積、集約化が進むことが予想されるため、経営規模拡大に対応できるような農業用施設の整備を検討していく。